医療法人弘生会　老寿やすらぎ病院　院内感染対策指針

老寿やすらぎ病院（以下「当院」という。）は、患者及び当院職員に安全で快適な医療環境を提供する必要から、感染予防と感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を定める。

１．院内感染対策に関する基本的な考え方

病院における院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因のすみやかな特定・制圧・終息を図ることは病院にとって重要であります。このため、院内感染対策を全職員が把握し、この指針に則った医療を患者に提供できるように取り組む。

２．院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本事項

病院長を委員長とし、院内横断的な部署からの構成員で組織する「院内感染対策委員会が設置され、毎月１回定期的に会議を開催して院内感染予防対策の策定と推進を行っています。また、緊急時は臨時に同委員会を開催する。

３．院内感染対策のための病院従業員に対する研修に関する基本方針

病院従業員の感染対策に対する意識向上を図るため、感染対策に関する研修を年２回行うほか、必要に応じて行う。

４．感染症の発生状況の報告に関する基本方針

ＭＲＳＡ等の院内感染を防止するため、病院における感染症の発生状況を、週１回毎に「感染情報レポート」を作成して、必要な場合は紙面情報として病院従業員に周知し、リアルタイムな情報の共有に努める。

５．院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、次の対応を行い、かつ下記に掲げる患者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に準じて行政機関へ報告します。①は直ちに、②は７日以内に発生患者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を富田林保健所長を通じて大阪府知事へ届ける。

なお、感染症患者とは、「感染症法」に規定されている対象疾患や院内感染の恐れのあると判断されるものすべてとする。

①　一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる患者。

②　厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む）

(1) 通常の対応

感染症患者が発生した場合は、担当医又は看護師長から「院内感染対策委員会」に報告するとともに「感染症発生報告書」を提出する。

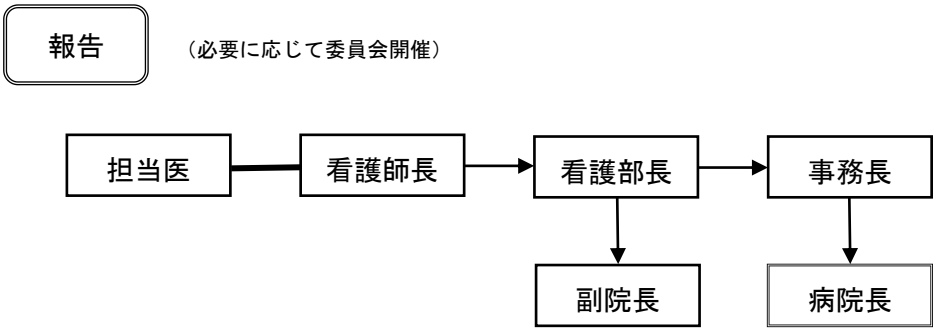

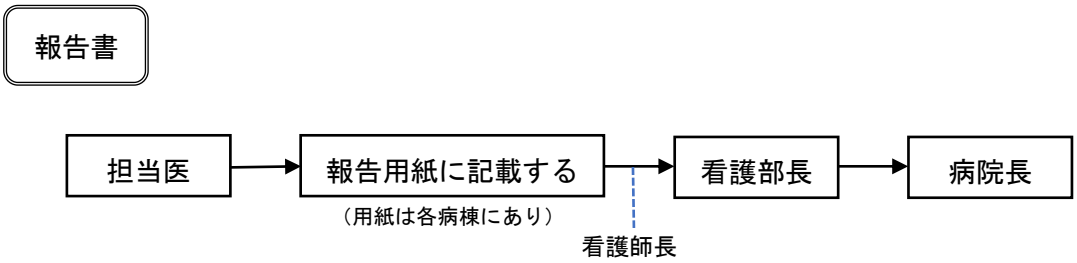

(2) 緊急時（重大な院内感染等の発生）の対応

感染症患者の発生の緊急時（重大な院内感染等の発生）には、担当医又は看護師長から「院内感染対策委員会」に直ちに報告を行い、臨時の「院内感染対策委員会」を開催し、速やかな対策を講じます。

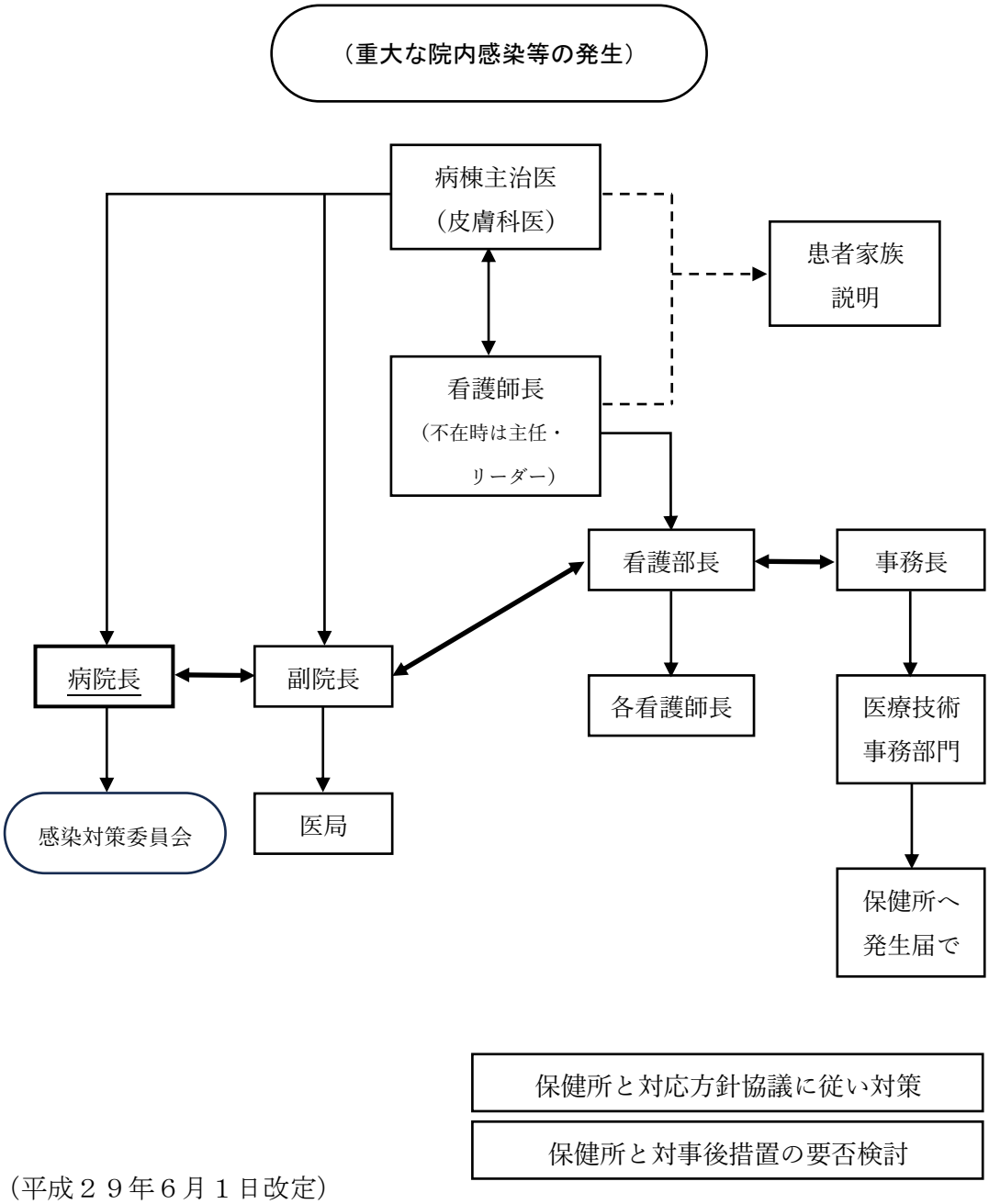

（平成２９年６月１日改定）

６．患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針の内容を職員は共有フォルダでいつでも閲覧可能とし、また老寿やすらぎ病院のホームページに記載し、患者・家族・地域住民の方がいつでも閲覧出来るようにする。

（患者からの相談への対応）

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、担当者を決め、誠実に対応し、担当者は必要に応じ主治医、担当看護師等へ内容を報告する。

７．病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

(1) 院内感染対策委員会は、本指針を必要に応じて改正するとともに、研修を通じて全職員に周知する。

(2) 本指針の改正は、院内感染対策委員会の決定により行う。

(3) 院内感染対策の推進のため独自の「感染対策マニュアル」を整備して全職員への周知徹底を図る。またこのマニュアルの定期的な見直しを行う。

付則

この指針は、平成２１年　８月　１日より施行する。

平成２２年１０月　１日改定

平成２９年　６月　１日改定（下線部）

令和　５年　４月　１日一部変更↓

（病院名称を老寿やすらぎ病院に変更）